

島根県障がい者差別解消支援地域協議会の取組について

1 協議会概要

(1) 設置の目的

地域における障がい者差別に関する相談等について情報を共有し、障がい者差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うネットワークとして組織

(2) 所掌する事務

- ①障がいを理由とする差別に関する関係機関等の連携強化と情報共有に関すること。
- ②その他障がいを理由とする差別の解消に関連すること。

(3) 構成機関

松江地方法務局人権擁護課、島根労働局職業安定部職業対策課
 島根県教育庁総務課、島根県教育庁特別支援教育課、島根県警察本部警務部警務課、
 出雲市健康福祉部福祉推進課
 島根県障がい者施策審議会委員のうち当事者を代表する者
 島根県障がい福祉課（事務局）

2 令和7年度協議会開催概要

(1) 開催日

令和7年8月4日（月）

(2) 県内の障がいを理由とする差別に関する相談件数実績報告

	相談件数	内 訳			
		「不当な差別的取扱い」に関する相談	「合理的配慮の不提供」に関する相談	「環境の整備」に関する相談	その他の相談
県	9 件	3 件	1 件	0 件	5 件
市町村	7 件	2 件	4 件	0 件	1 件
合計	16 件	5 件	5 件	0 件	6 件

(3) 障がい者差別に関する相談事案及び対応状況について事例報告

- ・行政機関等による「合理的配慮の提供」に関する事案 2 件
- ・事業者による「不当な差別的取扱い」に関する事案 5 件
- ・事業者による「合理的配慮の提供」に関する事案 3 件

(4) 県及び市町村に寄せられた相談事例の共有

(5) 障がい者差別解消のための取組事例に関する情報交換